

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 民事訴訟における直接主義の意義を述べた上で、単独裁判官 A が審理して口頭弁論を終結した事件について、別の単独裁判官 B が判決を言い渡すことが適法とされる場合について説明しなさい。（配点 20 点）

〔第 2 問〕 次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

令和 2 年 4 月 26 日、X が所有し運転する大型自動二輪車（以下「本件バイク」という。）と Y が運転する普通乗用自動車とが交差点において衝突する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。本件事故により本件バイクは大破し、X は頸椎捻挫等の傷害を負い、通院治療を続けた。X は、令和 5 年 8 月 26 日、本件事故による身体傷害を理由として、Y に対し、本件事故により X に生じた損害の賠償を求める訴えを提起した（以下この訴えに係る訴訟を「前訴」という。）。審理の結果、X の前訴請求の一部を認容し、その余を棄却する旨の判決がされ、この判決は確定した。

その後、X は、本件事故による本件バイクの損傷を理由として、Y に対し、本件事故により X に生じた損害の賠償を求める訴えを提起した（以下この訴えに係る訴訟を「後訴」という。）。

【設問 1】

前訴の訴訟物は何であったか、請求の特定における【事例】の下線部分の位置付けに着目しつつ、簡潔に述べなさい（自動車損害賠償保障法については触れないものとする。）。

【設問 2】

後訴において、X が本件バイクの損傷を理由とする損害の発生等を主張することは、前訴の確定判決の既判力に触れるか。